

建築工事共通仕様書（平成20年7月）一部改訂比較表

現行仕様書（平成20年7月）	一部改訂案（平成23年7月）	備考
建築工事共通仕様書	建築工事共通仕様書	
第1章 総則	第1章 総則	
第4節 施工管理	第4節 施工管理	
1.4.1 一般 【省略】	1.4.1 一般 【現行通り】	
1.4.2 工事実施工程表 【省略】	1.4.2 工事実施工程表 【現行通り】	
1.4.3 施工計画書 【省略】	1.4.3 施工計画書 【現行通り】	
	<p>1.4.4 品質管理計画書</p> <p>1 受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。</p> <p>(1) 適用の範囲</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>(3) 要求性能</p> <p>(4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(5) 試験施工計画</p> <p>(6) 施工管理計画（社内検査体制含む）</p> <p>(7) 品質管理計画（品質管理体制含む）</p> <p>(8) その他必要と認められる事項</p> <p>2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 材料受け入れ時は、2.1.2 第5項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。</p> <p>(2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。</p> <p>(3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。</p> <p>(4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。</p> <p>(5) その他必要と認められる事項。</p>	
1.4.4 施工法の承諾 【省略】	1.4.5 施工法の承諾 【現行通り】	
1.4.5 施工図の承諾 【省略】	1.4.6 施工図の承諾 【現行通り】	
1.4.6 作業計画書 【省略】	1.4.7 作業計画書 【現行通り】	

建築工事共通仕様書（平成20年7月）一部改訂比較表

現行仕様書（平成20年7月）		一部改訂案（平成23年7月）		備考
1.4.7 施工	【 省略 】	<u>1.4.8</u> 施工	【 現行通り 】	
1.4.8 業務用ETCカードの貸与	【 省略 】	<u>1.4.9</u> 業務用ETCカードの貸与	【 現行通り 】	
1.4.9 出来形の管理	【 省略 】	<u>1.4.10</u> 出来形の管理	【 現行通り 】	
1.4.10 現場社内検査	【 省略 】	<u>1.4.11</u> 現場社内検査	【 現行通り 】	
1.4.11 工事週報等	【 省略 】	<u>1.4.12</u> 工事週報等	【 現行通り 】	
1.4.12 工事中仮設構造物等	【 省略 】	<u>1.4.13</u> 工事中仮設構造物等	【 現行通り 】	
1.4.13 作業用機械の選定等	【 省略 】	<u>1.4.14</u> 作業用機械の選定等	【 現行通り 】	
1.4.14 環境保全	【 省略 】	<u>1.4.15</u> 環境保全	【 現行通り 】	
1.4.15 支障物件の処理	【 省略 】	<u>1.4.16</u> 支障物件の処理	【 現行通り 】	
1.4.16 支給材料及び貸与品	【 省略 】	<u>1.4.17</u> 支給材料及び貸与品	【 現行通り 】	
1.4.17 現場発生品	【 省略 】	<u>1.4.18</u> 現場発生品	【 現行通り 】	
1.4.18 色、柄等の指示	【 省略 】	<u>1.4.19</u> 色、柄等の指示	【 現行通り 】	
1.4.19 技能士	【 省略 】	<u>1.4.20</u> 技能士	【 現行通り 】	
1.4.20 技能資格者	【 省略 】	<u>1.4.21</u> 技能資格者	【 現行通り 】	
第9節 材料一般		第9節 材料一般		
1.9.1 使用材料	【 省略 】	1.9.1 使用材料	【 現行通り 】	
1.9.2 環境への配慮	【 省略 】	1.9.2 環境への配慮	【 現行通り 】	
1.9.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例		1.9.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例		
1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。		1	【 現行通り 】	
2 受注者は、材料使用承諾申請書の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。		2	【 現行通り 】	
3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。		3	【 現行通り 】	
4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。		4	【 現行通り 】	

建築工事共通仕様書（平成20年7月）一部改訂比較表

現行仕様書（平成20年7月）		一部改訂案（平成23年7月）		備考
			<p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p><u>(1)使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</u> <u>(2)新材料等の概要</u> <u>(3)施工実績</u> <u>(4)特徴</u> <u>(5)選定理由</u> <u>(6)その他必要と認められる事項</u></p>	
1.9.4	工事材料の品質 【省略】	1.9.4	工事材料の品質 【現行通り】	
1.9.5	工事材料の検査 【省略】	1.9.5	工事材料の検査 【現行通り】	